

### 第3回高知県人権教育推進協議会

日 時 令和3年6月22日(火) 10時00分～12時00分

場 所 高知県人権啓発センター6階ホール

#### 1 開会

---

- ◆教育長挨拶
- ◆会長挨拶

#### 2 協議

---

- ◆提言に向けた取組の確認
- ◆意見等
  - ・高知県人権教育推進プランに関わる各課事業の進捗状況について
  - ・「社会教育」における人権教育の進め方と留意事項について

(以下記号：協議会委員○、事務局●)

##### (1) 提言に向けた取組の確認

###### 資料1 第2回人権教育推進協議会で出された提言に向けた取組の確認

- 第2回の推進協議会では、まず、各課より人権教育推進プランの進捗についてご説明いただいた。議題としては、就学前教育における人権教育の具体的な進め方と留意事項、学校教育における人権学習の具体的な進め方と留意事項の中での「犯罪被害者」の人権学習について、委員の皆さまから取組を進めていくうえで必要な視点などについてのご意見や、具体的な事例などについてのご報告をいただいた。

1点目に、就学前教育は保育者や教職員の研修が重要であり、特に人権感覚を高め、子どもに寄り添う意識や力をどのように涵養していくかということが重要であることを確認した。そのためにも教職員と子どものより良い関係の構築や保護者を支援する体制の整備が重要であり、そのような機会や仕組みを行政施策としてどのように推進し、実行していくかをしっかり捉えていくことが必要である。

また、保育者や教職員の職業上保障されるべき人権が守られる中でこそ、子どもの人権教育や環境構成が行われることを忘れてはいけないことを確認した。

2点目は、犯罪被害者等の人権学習は、子どもたちの発達段階によっては犯罪被害者やその家族の気持ちや置かれている状況などを、深く理解することが難しい状況がある。教職員や子ども自身が犯罪に遭遇することがない、あるいは自分から遠いことだと思いう感覚をどう克服していくのが課題であることを確認した。

また、学校と警察等が連携し協働的に取組を進め、犯罪被害者等の人権について自分事として理解を深めていく取組を今後も工夫して進めていく必要があることを確認した。

では、協議の(2)「高知県人権教育推進プラン」に関わる令和3年度の各課事業の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

(2)「高知県人権教育推進プラン」に関わる各課事業の進捗状況について  
(令和2年度報告及び令和3年度事業確認)

資料2 高知県人権教育推進プランに関わる各課事業の令和2年度進捗状況

資料3 高知県人権教育推進プランに関わる各課事業の確認(令和3年度)

- 令和3年度の各課事業の進捗状況については、第4回、第5回の協議会においてご報告いただく。

では、協議の(3)「社会教育」における人権教育の具体的な進め方と留意事項について、事務局より説明をお願いします。

(3)「社会教育」における人権教育の進め方と留意事項について

資料4-1 「社会教育」における人権教育の取組

資料4-2 「社会教育」における人権教育の取組(①子ども)

資料4-3 「社会教育」における人権教育の取組(②保護者)

資料4-4 「社会教育」における人権教育の取組(②保護者)

資料4-5 「社会教育」における人権教育の取組(③一般の大人)

資料5 中学校総合体育大会(県体)に参加する生徒の皆さんへ

- 資料4-1をご覧いただきたい。

社会教育における人権教育の取組の現状・課題の1点目は、一人一人の人権感覚の醸成である。新型コロナウイルス感染症に伴い感染者やその家族、医療従事者等への差別や誹謗中傷の事例が見られる。

2点目は、生涯の各ステージにおける人権尊重の理念、人権課題についての学習の機会の充実である。家庭での子どもへの虐待、そして高齢者への介護の放棄、配偶者等によるDV等さまざまな人権侵害が見られる。

このような現状・課題に対して、人権教育推進プランの重点取組・各課の事業においては、①家庭教育における人権教育・啓発の推進として8事業、②ライフステージに応じた学習機会の提供・充実として7事業、③指導者等の養成として2事業、④人権学習プログラムの開発、教材の整備として5事業を示し、取り組んでいる。

これらの取組・事業を通して、①人権が尊重される地域づくりや社会づくり、②保護者や大人の人権意識の向上を目指している。

今回の協議で「各ステージにおける学びの充実」についての人権教育の取組における課題や留意点を踏まえ、県教委における取組の充実を検討していただきたい。

1つ目の「子ども」のステージでは、自然体験型学習活動について、子どもの豊かな人間性の育成をどのように図るかをポイントに協議をお願いします。

2つ目の「保護者」のステージでは、示している4事業について、家庭教育への支援の充実をポイントに協議をお願いしたい。

3つ目の「一般の大人」のステージでは、示している3事業について、大人の学びの充実、市町村の指導者等の育成、人権意識の向上の3点についてご協議・ご提言いただきたい。

- 1つ目の「子ども」のステージに関する事業について、生涯学習課より説明をお願いします。

● 資料4-2をご覧ください。

自然体験型学習活動事業は学校が行う2泊3日以上、民間団体が行う1泊2日以上、宿泊体験を支援するものである。

成果としては、児童生徒への事前、事後のアンケートを比較すると、自己肯定感や他人への思いやりの肯定的回答の割合が高くなっていることがあげられる。

課題としては、引率する先生たちの負担感や働き方改革の中で、実施校が伸びないことである。そこで昨年度から、社会教育委員会からの提言もいただき、体験活動を実施する民間団体も支援の対象としている。

昨年度、コロナ禍において中止した学校、団体が非常に多かった。今年度も9市町村、15校が実施予定であったが6校が中止となっており、5校は現在検討中である。民間は6団体から申請があり実施予定である。

- 学校における、様々な体験活動について、その状況や課題、意見などをお願いしたい。
- 最近の課題としては、人間関係をうまくつくることできない、集団活動になかなか適応できない、子どもが増えていると感じている。

その背景には少子化や核家族化の中で、家庭における人間関係の摩擦や自分の感情を抑制する等の経験が不足しているのではと考えている。

もう1つの課題は、個々にゲームをする時間が増加し、集団で遊ぶことが減少することにより、同じ年齢や異年齢等と集団で行動することの達成感や社会性を体得する機会が減少していることである。

今回の学習指導要領の改定により体験活動の充実が重視されているが、授業時数の増加や教職員の働き方改革等により、学校の教育活動の精選を余儀なくされている状況がある。

事例紹介（省略）

体験活動を充実させるポイントは、カリキュラム・マネジメントにあると考える。本校では組織的、計画的に教育活動を行うカリキュラム・マネジメントを充実させることによって、各教科や総合的な学習の時間の探究的な学習等の過程に体験活動を位置付け実施している。

その成果としては、今年度の全国学力・学習状況調査の本校の6年生の結果を見ると、「自分には良いところがあると思う」という項目では81.2%、「将来の夢や目標を持っている」という項目では93.7%が肯定的回答であり、昨年度の調査と比べると、少し高くなっている。しかし、「今住んでいる地域の行事に参加している」「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある」という項目では共に肯定的回答が75%であり、体験活動が少なくなっていることが課題であると考えている。これからも地域に積極的に関わろうとする児童を育成していかなければいけない。

- カリキュラム・マネジメントの中に体験活動を位置付け、総合的に子どもの発達を目指していくというお話をいただき、その重要性について確認させていただいた。

体験学習の重要性について特別支援学級でも見られるのではないかと考える。

- 地域での活動に特別支援学校の生徒がどれくらい参加できているのかということが、大きな課題ではないかと考える。

児童生徒の積極的な態度を養ったり、社会性や豊かな人間性を育むために、児童生徒が居住している地域の学校での居住地交流や、近隣の学校との交流や交流学習を積極的に推進しているが、その交流が地域での活動につながっているのか、今一度振り返る必

要がある。

受け入れ側の学校の温度差も関係するが、児童生徒が成長するにしたがって受け入れる側の学校の子どもにも余裕がなくなるのかなという感じも受けている。卒業後、地域でも豊かに生きていくためには、継続した交流を行えるよう、特別支援学校としても工夫した取組を進めていく必要がある。この取組が進むことにより、地域で行われているいろいろな活動に特別支援学校の生徒も参加する機会が増えたらいいと思う。

学校での体験活動については、それぞれの学校の地域性等を生かし、さまざまな自然活動や校外学習、宿泊学習等に取り組んでいる。

- 子どもたちは卒業後、地域や社会の中で生活する。自然体験活動や集団での体験は学校教育を超えて、社会教育の中でも重要であるというご意見をいただいた。
- 自然体験型学習活動は、短期間や半日でも体験できると思うが、どうか。
- 自然体験型学習活動事業は、文部科学省の長期宿泊体験事業を受けて始まり、その期間は2泊3日以上となっている。

これには科学的根拠が2点ある。1点目は宿泊体験の事前、事後にアンケートを取って比較すると、自己肯定感や自己有用感、他人への思いやり、自分の体験的スキルが上がったという回答が一番多かったのが2泊3日であること。

2点目は、相関関係として学力調査の結果を見ると、2泊3日の宿泊体験した学校の子どもたちの学力が高いというデータもあり、県としては2泊3日以上としている。

しかし、民間団体の宿泊体験については、一般的に仕事をしている方がボランティアで活動しているので、1泊2日でも活動していただき支援していくという状況である。

このコロナ禍の状況が続くようであれば、短期間の体験活動も検討したい。

- 短期間の体験でも子どもの自信につながると思うし、親子参加の場合は、親子が同じ体験をすることで、よりよい親子関係にもつながると考える。ぜひ身近に、気軽にできる体験を増やしていただきたい。
- 様々な体験が、自己肯定感につながったり、自分はできるんだという自信につながると思うので、工夫をしながら積極的に取り組んでいただきたいと感じた。

続いて、「保護者」のステージに関する事業について、幼保支援課より説明をお願いします。

- 資料4-3をご覧ください。

親育ち支援啓発事業は、保育者や保護者を対象に元園長先生などのアドバイザーを派遣して研修を実施する事業である。例えば保育者向けであれば、保護者への関わり方であったり、保護者向けであれば、子どもの褒め方や叱り方と子育て支援に関する内容である。

研修に取り組むに当たり、各園に親育ち支援担当の配置を進め、現在、全ての園に担当がいる。

一方で、親育ち支援担当が中心となる研修の計画はまだこれからという状況であり、今後、各園で親育ち支援担当を中心とした研修が充実するよう取り組んでいく。

また、研修に来ることができない、参加されない保護者へのアプローチが課題であると考えており、各園での小学校就学前の就学時健診でも講話を充実していく。

親育ち支援保育者スキルアップ事業は、親育ち支援担当者や保育者がより主体的に親育ち支援に取り組めるよう、地域ごとの交流や地域のリーダーを育成する取組である。

親育ち支援講座は、親育ち支援の基本を学ぶ講座であり、県内の東、中、西部、各2

グループずつ、計6地域での交流会や、地域のリーダーを対象に年1回の研修を実施している。

これらの取組を通して、地域ごとの学びの深化や情報共有に引き続き取り組んでいく。

● 資料4-4の上段をご覧ください。

人権教育推進事業、PTA人権教育研修への支援について説明する。この事業はPTAの依頼に応じて、当課の主事を研修講師として派遣する事業である。令和2年度は7校から講師依頼の要請があった。下段に各学校におけるPTA人権教育研修の実施校の割合を示している。各学校がさまざまな工夫を凝らして、人権教育研修を実施している。

課題としては、PTAのニーズに合った研修のテーマの設定や、保護者の人権課題に関する認識であると考えている。今後、保護者への人権啓発を充実していく必要がある。

● 資料4-4、下段をご覧ください。

PTA活動振興事業としてPTA教育行政研修会を実施しており、学校、保護者、行政が、子どもたちを取り巻く状況の改善に向けて、PTAでできることを考え、各学校のPTAの行動につなげている研修会である。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により中止となったが、元年度は、子どもとの適切な関わり方をテーマに、心の教育センターの臨床心理士を助言者に迎え意見交換を行った。成果としては、研修会で学んだことを各学校のPTAの取組につなげた割合が96%となっており、参加者アンケートでは子どもとの関わり方について改めて見直す機会になった等の意見を得た。

今年度は、『高知家』いじめ予防等プログラム』のいじめの理解と未然防止、メディアと生活習慣、学力をテーマに実施する予定である。

- 保育士は、子どもや保護者に寄り添うことを一番に大事に考え、子どもや保護者の多様さを受け入れる保育士の有り様を、人権感覚の1つとして学び、積み上げてきた。また、保育士は、保護者と保護者をつなぐ役割があるという覚悟を持って、就学前教育に取り組んできた。

事例紹介（省略）

地域の行事として親子等が参加する自然体験を実施しているが、大人と子どもが相互に自然に触れ合い共に学ぶ活動は、社会教育の原点であると感じる。今後も人権学習を交えての自然体験型学習、大人も子どもも共に学び合う活動を模索していきたい。

- 児童福祉施設の約60%以上の子どもが、虐待を受けた子どもであり、その多くの保護者も子どもの時に虐待を受けていたり、生活の困窮の中で、十分な養育をされずに育ったりするなど大変な状況があり、それらが子どもに負の影響を与えている。

命の危険や人権が著しく阻害された状況の中で、子どもが児童福祉施設にたどりつく。施設での親育ちとして、保護者と子どもの面会時に、職員が保護者の話を聞くことを大切にしている。共感しながら保護者の話を聞くことを何回も重ねることで、保護者が子どもと向き合い始める。まず、保護者自身が癒やされることが大事であり、親支援をしながら保護者と子どもの関係の修復や再統合に向かうと感じている。

事例紹介（省略）

一方で、施設にたどり着くまでにはいかなくても、大変な状況で生活している家庭がたくさんある。そのような状況の保護者に対する保育園の取組として、毎日の登降園時に、保育士や園長先生が保護者に温かい声を掛けていただきたい。

事例紹介（省略）

保育園は少し心配されるような保護者に意図して、温かい声を掛けることで、保護者

と保育園との信頼関係ができ、頼れる保護者になっていく。子どもを通して社会の入り口が保育園であると感じるので、保育園での保護者支援をしっかりと行っていただきたい。

現在、過酷な家庭状況の中で過ごしている子どもたちがいる。そのような家庭を何回も訪問し、保護者と信頼関係を構築することが子どもを守ることにつながると感じる。通常の保護者支援よりもさらに踏み込んだ支援が必要な場合もある。

- 研修に参加しない保護者こそ、支援が必要な保護者であり、その保護者にアプローチすることが子どもの人権を守ることにつながるといふ非常に重い話を聞かせていただいた。

保護者自身が自分の人権が守られていると感じられるアプローチの仕方を我々も身に付ける必要があるという、非常に重要なご示唆をいただいた。

また、保護者の人権の学びの場としてPTA人権教育研修会等が重要であると感じる。

- PTAの人権研修会等に保護者に来ていただくポイントは、テーマ、参加体制、研修方法ではないかと考えている。

事例紹介（省略）

研修テーマは高知県民に身近な11の人権課題になると思うが、その課題が大切である。また、研修方法も単に一方的に話を聞くだけでなく、子どもと保護者が一緒に作業したり、ワークシートに書く等の工夫があれば参加してくださると思う。本年度は、新型コロナウイルス感染症に関して人権の大切さを子どもも保護者も一緒に考える人権教育研修会を計画している。

- 保護者自身が人権の共有主体で、皆さんこそが守られなければいけないということと一緒に伝えていく会にすることが重要であるかもしれないと感じた。
- 高等学校のPTA連合会では、各委員の学校の代表が集まり人権研修を実施している。近年では、情報モラルやインターネット等の人権研修を行い、その研修内容を各学校のPTAが各地区に伝え、地区ごとに研修を実施し各学校に広めていく取組を行っている。

学校がPTAを集めての会として総会があるが、総会で保護者の集まる率は、学校間格差がある。総会の参加者が少ない状況があり、昨年度から総会の中で、保護者と生徒とともに企業の話聞けるワークショップ的な内容を計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため実施することができなかった。来年度のPTA総会では、少しでも保護者に集まっていただければいいよう工夫して実施し、保護者へ様々な話をしたいと考えている。

多くの保護者が学校に集まる日が、合格者登校日である。保護者に対し、情報モラルやインターネットの被害に関する話をするなどの取組を行っている学校もある。

今後、一斉に学校から保護者に連絡できるツール「すぐーる」を活用し、研修内容等を学校から情報発信したり、また保護者から意見を聞くなどの取組も行っていく。

- 私立学校では、PTAという名前がついている学校が少なく、後援会や振興会という名称を使用している学校が多い。私の知る限り保護者の人権研修を実施したという学校はないが、自校ではPTA主催の研修会を年2回実施し、そのうち1回は親子研修を行っている。

今年度の親子研修は、多様な性をテーマに保護者に多く参加してもらうために、PTA総会と兼ねて開催した。多様な性についての捉え方等について生徒と保護者が親子で話をするきっかけづくりとして開催した。

また、秋には精神科の医師を講師として保護者を対象に、子どもや発達障害についての理解を深める研修を実施した。

- 小中学校PTA联合会では、全ての教育の基本となる家庭教育に力を入れている。PTA联合会は県内7地区あるが、安芸地区では発達障害の理解と支援についての研究大会を実施したと聞いている。

保護者に直接働きかける方法として、会員全員に配付している広報誌があり、心の教育センターの情報等も載せ啓発を行っている。今後、さらに内容を充実させ魅力あるものにしたい。昨年からはウェブ版も載せ、インターネットでも見れるように設定している。

参加をしてほしい保護者に参加を促す方法としては、参観日と合同開催や入学式後に研修会やPTA総会を実施するなど、保護者が必ず参加しなければならない、参加できる形で実施することも有効ではないかと考える。

新型コロナウイルス感染症について、感染者等への誹謗中傷などの人権課題を調査し、資料を作成すれば、今後の参考になると思う。コロナ禍で生まれた差別や偏見や誹謗中傷をなくすためのシトラスリボンプロジェクトの運動を高知県PTA联合会も参加し、取り組んでいきたい。ただいま、おかえりと言いつながりを持った地域や学校、職場づくりは、社会教育の基本である。

親育ちの支援、保護者も子どもと一緒に成長すること、子どものスタートと一緒に保護者もスタートを切らないといけない。

- 続いて、「一般の大人」のステージに関する事業について、生涯学習課より説明をお願いします。

- 資料4-5、上段をご覧ください。

若者の学びなおしと自立支援事業は、中学校卒業時及び高等学校の中途退学時の進路未定者、ニート、ひきこもり傾向にある若者に対して、若者サポートステーションを中核とした修学・就労支援を行うことで、若者の学び直しと社会的自立を促進するというものである。

若者サポートステーションによる支援の実績は、令和2年度は令和元年度より若干新規登録者、利用登録者、進路決定者数は減少しているが、進路決定者は42.8%という結果であった。

支援体制の周知としては、地区別連絡会や高等学校の担当者会、相談会や講演会等を実施して、多様化する若者の状況に応じた支援の充実が図られるように取り組んでいる。

成果としては、関係機関からの研修会の参加者数の増加や支援者のスキルの向上が進んだということがあげられる。

昨年度から支援の対象を就職氷河期世代、49歳まで引き上げているが、若者サポートステーションへより多くの対象者をつなげられるように、チラシやウェブ、出張相談会等、継続した広報活動が課題である。

また、遠方の地理的・経済的理由で支援が難しい方にオンライン相談等も必要である。学校を含め、関係機関に若者サポートステーションへ支援対象者の誘導を依頼し、支援に結び付いていない、社会的自立に困難を抱えている方へ支援が届くよう働きかけていきたい。

- 資料4-5、下段をご覧ください。

人権教育推進事業の中に、高知縣市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会があり、各市町村の人権教育・人権啓発担当者を集めての協議会を実施している。

各市町村で実施している人権教育・人権啓発に関する事業について、P D C A サイクルシートを作成し、そのシートを基に情報交換や協議等を行い、市町村の取組を発展させることを目的としている。

市町村の担当者がファシリテーターとなり、職場研修等の企画・運営することが求められるが、担当者が2、3年で代わってしまうため、専門的な知識の向上や研修会の企画運営力をどう高めていくのが課題である。

○ 続いて、保健体育課より、高知県中学校総合体育大会の取組についての説明をお願いする。

● 資料5をご覧ください。

7月11日から開催する中学校総合体育大会（以下、「県体」と記載。）を全ての中学生に対して、健康教育や人権教育を学ぶ場として位置付け、取組を進めたい。

県内の中学生が特別活動や帰りの会などを活用し、新型コロナウイルス感染症の正しい知識、感染防止対策、感染者等に対する差別や誹謗中傷をしない、自分も他人に感染させる可能性があることなどを学習する。差別や誹謗中傷が起きないように、みんなが安心して過ごせるために、自分が取り組んでいきたいことを考え、自分の考えや取らなければならない行動などを理解し、実践できるようにしたい。

県体に参加する生徒については、部活動の意義や意味、コロナ禍での活動、体調不良等で大会出場を辞退する場合があることや、辞退の意味、重要性を学習し、参加できなくなった場合に備え、部内で事前に話し合いを行うことなどを徹底させ、体調不良者が申し出やすい環境を整備したい。

このように新型コロナウイルス感染症を題材に健康教育、人権教育へとつなげていき、高知県の部活動を行う生徒自らが正しい行動などが取れるよう、教育の力で育てていきたい。

この資料に関しては、必ず保護者にも周知をお願いをしており、保護者に対しても新型コロナウイルスに対する啓発を実施していきたいと考えている。また、この取組に関して、報道機関に県体の取材の一環として取り上げていただき、広く県民への啓発につなげたい。

○ 一般の大人に関する事業の説明をいただいた。さまざまな理由で、結果として難しい状況にある若者たちの学び直しや、社会的自立の支援は非常に重要である。

○ 加害者の中には社会で孤立したり、情緒的な発達の問題にうまく対処できずに、重大犯罪を犯してしまう方もいる。また、そのことに苦しんで自ら命を絶ってしまう方もいる。そこに至るまでに誰かに手を差し伸べられていたり、自分はかけがえのない存在であると、自分自身を認めることができたら、もしかしたら結果は違っていたのではないかと考えることも実際にある。

ある日突然両親を亡くした子がいて、警察、行政、医療、教育機関、福祉、民生委員、児童委員等の地域の方々や学校の先生などたくさんの方が支援に当たった。そういう方々が側にいてくれたことが、子どもが希望を失わずに将来の目標を定めて前に進めた原動力だったと感じる。

そういった人との出会いは本当に大切であるし、さまざまな事情がある中で、その人に必要なものは何なのかということのを常に考えていきたい。

社会的ひきこもりが背景にあり、家庭内暴力や性虐待につながったという事案を扱うこともあるので、そこに至るまでにサインを見逃すことなく、適切な社会資源につなげて、適切な介入というものができるといいような視点を持つことも重要である。



- 人権教育を全体的に言うと、みんなが楽しく元気に過ごせる町づくりだと考える。そんな社会や地域が構築され、みんなの心が満たされていれば、誹謗中傷やいじめ、不登校も少なくなる。

児童生徒の豊かな学びを保障するためには、管理職の意識の高揚を図ることが重要であり、「管理職が教員を育てる。教員が子どもを育てる」という視点をもつことが必要である。

また、保護者に対しては社会教育を充実させるため、各学校の役員や保護者一人一人意識の高揚を図るとともに、組織づくりの中でPTAの役員との連携を重視している。

地域の方には毎年人権フォーラムを開催し、人権標語を地域全体に募り、広報誌に載せたり、授賞式等を実施している。また、講演会やコンサート、道徳フォーラムを開催し様々な行事を通して啓発活動を行っている。社会教育の充実に向けて、保護者に対し、大事なことは自分たちの子育てだという意識付けをすることが行政だと感じている。

一人一人を大切にす地域づくりに向けて、地域を挙げての人権教育、全ての人が関わる人権教育が重要である。

- 防災では、必ずこの要配慮者支援というのは欠かせないが、実際の避難訓練や避難所の開設訓練に、要配慮の方の参加が少ない。大分県別府市では先進的な取組をしている。例えば、普段から支援に関わっている方が、個別避難計画を地域の方と一緒に作成したり、要配慮者に避難訓練への参加の呼びかけを行っている。普段から関わっている方が参加を促すことで要配慮者の避難訓練への参加が進んでいると聞いている。

避難所生活で高齢者の方に、私たちが何もかもやってしまうと生活不活発病になったり、認知症が進んだりするということがある。それを防ぐためにも要配慮者と、普段から支援に関わっている人が地域防災とつながることが重要である。

また、高知県立大学生と一緒に要配慮者に特化した「避難所配置ゲーム」を作成し、教材化している。様々な場面で活用していただきたい。

- 社会教育の取組として説明のあった目指す姿、人権が尊重される地域づくりや社会づくり、そして保護者や大人の人権力の向上は、SDGsの取組の基盤を成すものである。

子どもの笑顔をバロメーターとして、地域や社会そして保護者や大人が変われば、多分世界が、地球が変わるだろうと確信をしている。

SDGsの推進には、学校教育や社会教育の果たす役割はとても大きく、その実現のためには、「高知県人権教育推進プラン」のさらなる充実が求められる。

- 社会教育の取組において、全ての住民に生涯の各ステージでの人権についての学びの機会を充実させることが、とても重要であることを改めて確認できた。

人権研修等へ参加しない、参加できない方たちへのアプローチの仕方が重要である。PTA総会や参観日、入学式等の行事と同時開催するなど、参加しやすい体制作りやICTを活用した効果的な研修方法などの工夫が必要である。

また、互いの人権が尊重される社会を形成するために、一人一人が人権を守っていく当事者であるという意識を高めるとともに、保護者を含めた大人の人権が守られることが重要であり、そのことで子どもの人権を守ることにもつながる。

今後も関係機関が連携して、県民の人権意識の向上に向けて粘り強く取組を進めていくことが必要である。

各委員においてはそれぞれの立場で、協議で出された意見を具体的な取組として、工夫しながら続けていくことをお願いしたい。また、教育委員会においては、事業や取組

に反映させ、必要に応じて見直しをしながら事業の進捗を図っていただきたい。